

法助動詞 *devoir* の真理的用法

——語用論的観点から考察した意味効果——

岸本聖子

Résumé

La polysémie de l'auxiliaire modal français *devoir* s'explique traditionnellement par deux emplois différents : emploi déontique et emploi épistémique. Cependant la phrase suivante semble difficile à appréhender à l'aide de cette dichotomie traditionnelle.

Si tu lances une pierre en l'air, elle doit retomber.

Certains chercheurs qualifient ce type d'emploi, correspondant à l'inéluçabilité des événements à venir, d'aléthique.

Beaucoup de débats autour de cet emploi ont eu lieu afin d'en reconnaître l'existence et de déterminer s'il fallait l'inclure dans la classification exploitée jusqu'à présent. Or, il reste encore d'autres questions à explorer : quelles sont les raisons qui sous-tendent cet emploi aléthique ? Quel en est le mécanisme ? Ou encore, quels effets de sens produit-il ?

Cet article se propose donc de réexaminer l'emploi aléthique en révélant son mécanisme lors de l'énonciation afin de savoir si celui-ci dénote des effets de sens pragmatiques.

Mots-clés : 法助動詞, 多義性, ICM (理想化認知モデル), スクリプト, スペース

1. はじめに

フランス語の法助動詞¹⁾ *devoir* は文脈によりさまざまに解釈され, 多義語とされる。伝統的には, この多義性については義務を表す拘束的用法と蓋然性を表す認識的用法で説明されてきたが, これらの意味分類の範疇におさめることが難しいと思われる次のような用法がある。

- (1) *Si tu lances une pierre en l'air, elle doit retomber.* (Kronning 1996)
「石を空中に投げれば落下する。」

このタイプの文は, 事態生起の必然性を示していることから, 真理的用法と呼ばれることがある。

これまでの研究では, この用法の認定及び分類に主眼が置かれ, なぜこの表現方法を用いるかについてはあまり注意が払われてこなかった。本稿では, 認知言語学の観点から分析し, このタイプの *devoir* に語用論的に産出された意味効果が認められることを示す。

2. 真理的用法の認定と用法分類テスト

真理的用法はこれまであまり顧みられることがなかったが、その大きな理由は、拘束的用法や認識的用法と区別するのが難しい場合があるからである。また、真理的用法は日常会話で用いられることが少ない、などの理由も挙げられている (Dendale 1994)。以下では、*devoir* を多義語とする先行研究に絞って真理的用法がどのように扱われてきたかを概観する。

2.1 Kronning による真理的用法の定義

Kronning (1996, 2001) は *devoir* に拘束的意義、真理的意義、認識的意義の3意義を認めている点で伝統的な見方から一線を画している。それぞれの意義の定義は次のように説明される。

- (2) a. NECESSITE DE FAIRE ETRE *véridicible* (obligation)
- b. NECESSITE D'ETRE *véridicible* (nécessité)
- c. NECESSITE D'ETRE *non véridicible mais montrable* (probabilité)

さらに (2a) は la modalité du faire, (2bc) は la modalité de l'être という上位カテゴリーに分類される。そして、(2b) は真理的用法に、(2c) は認識的用法に該当するが、これらは共通項を NECESSITE D'ETRE とすることから、同じカテゴリーに属すると説明される。この2つの機能を区別するのは、当該の命題についての真偽判断が可能であるか否かという点であり、これを根拠に、伝統的な二分法では議論されるに至らなかった真理的意義²⁾ の存在を積極的に認定している。その認定にあたっては、詳細な用法識別テストを実施している。以下、このテストを概観する。

2.2 Kronning による真理的用法の識別テスト

このテストは真理的用法の存在を浮き彫りにするためになされたものである。例文内では *devoir* の機能を明示するため、拘束的用法には D, 認識的用法には E, 真理的用法には A がそれぞれ付されている。

2.2.1 拘束的用法とその他の用法の識別

義務などを表す拘束的用法の特性は以下の2点に求められる。

[1] 拘束的用法には動作主性が感じられる

- (3) Jean Ulrich *doit*_E avoir une tendinite au genou. (Vetters 2012)

この例では動作主性が感じられないため、認識的用法と捉えられる。

[2] 認識的用法、真理的用法は不定詞句の代名詞化ができない (拘束的用法は可能)

- (4) a. Luc *doit*_E être malade.
- b. *Il le *doit*.

- (5) a. Si tu lances une pierre en l'air, elle *doit*_A retomber.
b. *Si tu lances une pierre en l'air, elle le *doit*.
- (6) a. Tu *dois*_D faire tes devoirs !
b. Tu le *dois*.

2.2.2 認知的用法と真理的用法の識別

認知的用法と真理的用法との識別には、以下の3種のテストが提案されている。

[1] 真理的用法は蓋然性を表す副詞によるパラフレーズが不可能 (認知的用法は可能)

- (7) Si tu lances une pierre en l'air, elle *doit*_A retomber. (Vetters 2012)
≠ ... elle retombera probablement.
≈ ... elle retombe (nécessairement).

- (8) a. Marlyse se retourne, grogne, se rendort. J'ai *dû*_E la heurter de mon coude.
b. Marlyse se retourne, grogne, se rendort. Je l'ai probablement heurtée de mon coude.

[2] 真理的用法は部分疑問と両立可能 (認知的用法は不可能)

- (9) *Que doivent*_A être l'homme et le monde pour que le rapport soit possible entre eux ?
(10) *Quand est-ce que Paul *doit*_E travailler ? –Il travaille le dimanche.

[3] 真理的用法は *puisque* を用いた従属節の内部におくことができる (認知的用法は不可能)

- (11) Par l'intermédiaire de la ressemblance de famille, la théorie du prototype devient une version étendue qui trouve à s'appliquer à tous les phénomènes de catégorisation polysémique, c'est-à-dire à tous les phénomènes de sens multiple dont les acceptions, *puisque* enchaînement au moins il *doit*_A y avoir, présentent un lien ou des liens entre elles.
(12) *Paul n'a pas pu venir, puisqu'il *doit*_E être malade.

以上のような観察をもとに、Kronning は *devoir* aléthique を 8 種類に分類³⁾ している。

2.3 真理的用法と *postmodal* な価値

Vetters et Barbet (2006) は、Kronning の定義とこれまでの研究を (13) のように整理した。

- (13) a. la modalité du faire
- obligation théorique → 必然性の源は人あるいは世界の法則に求められる
- auto-obligation → 必然性の源は主語の性質に求められる
- obligation matérielle → 必然性の源は現実的状况に求められる
- b. la modalité de l'être
- probabilité (épistémique)

- nécessité absolue (aléthique)

彼らも真理的用法を排除はしていないが、一部 Kronning とはその位置づけが異なる。

- (14) À l'arrivée du Tour de 1999, on ne savait pas encore que cette première victoire de Lance Armstrong *devait* être la première d'une série digne des plus grands de l'histoire du cyclisme.

*... Lance Armstrong était probablement la première d'une série ...

- (15) Jacques Chirac *doit* rencontrer Tony Blair demain soir.

*Jacques Chirac rencontrera probablement Tony Blair demain soir.

(14) (15) は Kronning によると、それぞれ futur aléthique du passé, futur aléthique と名付けられる予定を表す真理的意味に分類される。この用法は、日本語の「～することになっている」などの表現に相当し、障害がなければその実現が確定的である未来の事柄について述べていると思われる。(14) に関しては Veters と Barbet も「不可避的(過去)未来」「運命の未来」として真理的用法に含むが、(15) は (14) や前出の (7) と違い、蓋然性を表す副詞との共起が可能であるとし (= (16a)), その使用を認めない Kronning とは相容れない主張となっている。

- (16) a. Jacques Chirac *doit* PEUT-ETRE / SANS DOUTE rencontrer Tony Blair demain soir.

b. Jacques Chirac *doit* rencontrer Tony Blair demain soir. → *Jacques Chirac le *doit*.

また、拘束的な読みの可能性も示唆している。ある事柄が実現されなければならないと言う場合、その事柄はこれから実行されるのだということを含むからである。しかし、(16b) のように代名詞化ができないことから、拘束的な用法の読みはできないという結論に至っている。

しかしながら拘束性と未来性に強い関連性を見だし、(15) のタイプを le futur « convenu » (取り決めの未来) として、拘束的な用法から派生していると分析する。「取り決め」とするのは、それを課した側にすればある意味で義務だからである。他方、(14) のタイプを le futur de la « destinée » (運命の未来) として真理的用法からの派生とする。彼らはこれらの派生を通時的な意味拡張の延長線上に捉えており、(13) の分類に postmodal というカテゴリーを加え、Kronning が真理的用法に分類した devoir の未来的用法をここに分類する。また、(14) (15) のどちらの devoir も、未来的用法を獲得するに至る文法化途中⁴⁾にあると考えている。

しかし、真理的用法に関する議論がかなり未来的用法に限定されており、かつ postmodal な用法の内実は明らかにされておらず、結局は分析が意味分類の議論に留まっている。彼らも伝統的な二分法を超えて真理的用法の存在を認めてはいるが、その特質についての見解は独自には展開されず、Kronning の分析に完全に依拠している。また postmodal というカテゴリーは通時的な分析上のものであり、意味論的には Kronning の定義となんら違いが見られない。従って、本研究ではこのタイプの devoir は Kronning の定義に従って真理的用法とする。

さらに、次の点を考えてみよう。確定的な予定を表す機能は実は直説法現在形にも備わって

いる。(15) が国民に周知の予定であれば、通常はその予定が実現されることが見込まれるので、この文を現在形で書き換えることもできよう。ならば、この確定的未来を *devoir* を用いて発話することの意義は何であろうか。代替表現との交換現象は先行研究で確認はされているものの表現意図の考察はまったくなされていない。以下ではこの点を念頭に置きながら、本稿で真理的 *devoir* をどのように捉えるかを考えたい。

3. 真理的 *devoir* の定義と特徴

本章では、真理的 *devoir* をなぜ使用するのかという発話意図の観点から、この用法の特性について考察する。まず、以下の例を見られたい。

- (17) Etant donné les propriétés physiques et chimiques de la molécule H₂O, l'eau *doit*, sous la pression atmosphérique normale, bouillir à cent degrés. (Kronning 1996)
- (18) Cette figure *doit* être un cercle puisque la distance de chaque point de la circonférence au centre est partout identique. (*ibidem*)

例文中の *devoir* はすべて真理的用法とされるが、Kronning の説明に従うと、いずれも真偽判断が可能であり、蓋然性を表す副詞と共起しない。ところで、真偽値が判断できるということは、話し手においては事態を 100 パーセント真と認めているということであるから、本来は直説法現在形で表してもよい。実際、それぞれの文例から *devoir* を省いたところで、意味上の違いはほぼみられない。仮に認識的用法と思われる以下の文から *devoir* を省くと、命題の認め方が大きく変わることが確認できよう。

- (19) a. Paul *doit*_E être en train de venir.
b. Paul est en train de venir.

これらから真理的 *devoir* 文が蓋然性を問題にしているのではないことは明らかであり、現在形で表現可能な場合に用いる *devoir* は真理的用法の大変重要な特質と言える。ではこのような *devoir* を用いるのはなぜであろうか。筆者は、話し手は聞き手に「理想的な条件の下では P という事態が起こることを再認識せよ」という意図のもとに発話しているのではないかと考える。(17) (18) の例において、不定詞で表される部分は話し手も聞き手も知識として共有している既成事実である。単に既成事実を述べるだけであれば現在形の使用で十分であるが、真理的 *devoir* が使用される場合は、そういった知識を参照し、事態がその既成事実に従って実現するであろうことを改めて認識せよ、という意図を持って発話されると考える。この意味で、未来的 *devoir* も同じように機能している。言及される事柄は确实視された予定であるので既成事実に捉えられており、この予定どおりに物事が展開するであろうことを聞き手に喚起しているのである。いわば、予定の確認である。

ただし、この法助動詞はときに意味判定の難しい語であることが言及されている (Kronning,

渡邊, Veters et Barbet)。特に以下のような、拘束的用法と予定を表す真理的用法とに曖昧なものが問題となる。

- (20) Puisque tous les coureurs *doivent* désormais porter un casque, on va lancer une grande campagne publicitaire pour nos modèles pour cyclotouristes. (Veters et Barbet 2006)

Veters et Barbet が指摘するように、拘束的用法も真理的用法も真偽判断可能だからである。このような場合、談話そのものの機能も考える必要がある。(20) では、*puisque* の持つ、周知の事実を根拠として理由づけを行うという機能も考慮に入れると、談話全体の中での *puisque* 節は、戦略を押し進めるための根拠の提示という働きを担っている。根拠の提示というのは言い換えれば、既成事実の喚起、つまり聞き手に「Pを確認せよ」と伝えているのと同じであり、談話上は「確認」という機能が単なる義務の提示よりも優勢であると考えられる。従って、この例を真理的用法と捉えることもできるのである。

以上の考察と Kronning の分析をもとに、本稿では真理的用法を以下のように特徴づける。

(21) 真理的用法の定義

- i) 現在形を用いて表現可能な事態に *devoir* が用いられている
- ii) 以下のような統語特性が見られる
 - a) 不定詞で表される部分の代名詞化ができない
 - b) 蓋然性の高さを表す副詞と共起しない

(22) 真理的用法の特性

- i) 命題に対する蓋然性が問題となっているのではない
- ii) 自然法を中心に、話し手と聞き手に共有された既成事実や既知の事柄について言及する
- iii) 説明的談話の中で用いられる

4. 法助動詞 *devoir* の3用法における発話プロセス

Kronning の真理的用法に関する緻密な考察は、我々にその存在の可能性を多いに示唆してくれるが、その発話場面と発話目的は明瞭でないものが多い。それがどのような文脈で用いられるかという点を明らかにすることが、この意義のよりよい理解のためにも必要であると考えられる。

4.1 *devoir* と理想化認知モデル

devoir の研究において推論(*inférence*)は大変重要な位置を占めてきた。例えば, Dendale(1994, 1999) の説明では、認知的 *devoir* の発話には必ず推論操作が見られ、その際必ず前提 (*prémisse*) を参照する。彼の言う前提とは論理学の大前提 (抽象的な命題) や小前提 (現実に即した具体的な命題) のことである。これらは社会において共有されている、あるいは個人において一定の安定性をもった不動の命題であるといった性質から、認知言語学的にいうところの理想化認

知モデル (以下 ICM) やシナリオ (あるいはスクリプト) に相当すると考えられる。

ICM とは知識の複雑な構造体のことであるが、単なる個々の知識の集合ではなく、基本的な日常経験をもとにプロトタイプ化された知識構造体のことをいう。従って、私たちはすべての経験を等しく知識として構造化しているのではない。さらに ICM のうち、時間的な推移を含む現象の理解のための知識の枠組みのことをシナリオ (あるいはスクリプト) と呼ぶことがある。戦争や消化といった例について考えてみると、次のような一連の行程が連想できる。

戦争 { 攻撃→防御→反撃→撤退→降伏 } 消化 { 把握→摂取→咀嚼→消化→吸収 }

これらは時間領域における〈起点／経路／目標〉のスキーマによって構造を与えられていると言えるが、未来の行動を決定する際の記憶モデルになるとされる。

devoir の用法はすべてこの種の複合的知識構造を参照すると考えられるが、この点については本稿の考察の対象から外れるので詳細な議論は行わない。

さて、真理的用法について ICM との関係を考察してみよう。Kronning によると、真理的用法は真偽判断可能なものについて用いられる。このような性質を考慮すると、真理的意味に関わる情報カテゴリーは必然的に〈自然法〉に関するものが多くなる。これは、「地球は丸い」といった命題や、円の定義など、自然科学的情報を中心とした世界の真理に関する情報、またはシナリオである。

(23) Etant donné les propriétés physiques et chimiques de la molécule H₂O, l'eau *doit*, sous la pression atmosphérique normale, bouillir à cent degrés. (= (17))

例えばこの例文では、「H₂O は特定の条件の下では 100 度で沸騰する」という知識に基づいて発話されていると考えられる。その知識をほぼなぞるような意味内容の文になっているのは興味深い点である。

4.2 法助動詞 *devoir* の発話プロセスの仮定

次に、*devoir* を伴う発話に関わる認知操作について考察する。Dendale (1994) によると、認知的 *devoir* は次のような 3 つの手続きを経て得られた結果を提示する。

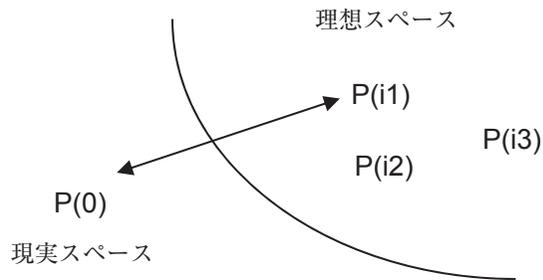
- (24) … *une opération mentale complexe* [...] consiste :
- (i) à générer ou à activer une série de prémisses (majeures ou mineures)
 - (ii) à inférer de ces prémisses une ou plusieurs conclusions virtuelles
 - (iii) à évaluer ces conclusions [...] et à rejeter toutes les conclusions inférées, sauf une

しかし、Dendale の提唱する推論操作は現在形での言い切りの形との違いを捉えていないように思われる。そこで本稿では、このような不都合を解消するために、以下の *devoir* 発話プロセスを仮定する。

(25) 発話プロセスの仮定

- (i) まず、話し手は ICM にアクセスし、所与の事態に関する情報（真理・慣習・倫理・経験などの知識やシナリオ）を参照する
- (ii) 検索した情報をもとに、理想スペースを展開し、所与の事態に関する理想状況 P (i) を複数描く
- (iii) 描いた理想状況のうち、最も現実との関連性の高い P (i) を一つ選び、現実の状況 P (0) と照合する
- (iv) 現実の状況 P (0) が理想状況 P (i) に一致しない場合は、これを P (-) とし⁵⁾、P (i) の実現を指向する
(不一致とは、a. P (i) の実現には要素が不足している場合、b. P (i) が現実世界において確認できない場合をいう)
- (v) devoir は P (i) の実現に不足している部分を補おうとする状態にある P (-) を表す

(26)



まず、(i) は Dendale の前提活性化とほぼ同じと考えてよい。ICM やシナリオは必ずしも論理学のように命題でなくともよく、それはシーンの連続であったり、イメージであったりする。そして所与の事態に対応する解決法もしくは理想状態 P (i) をいくつか列挙する。この過程は Dendale の (ii) に相当する。因に P (i) とは、ある状況についての、ICM を通じて考えられるデフォルト状態であると捉えてよい。さらに ICM で参照した情報や状況を総合判断し、話し手にとって最も論理的だと思われる理想状況を選び出す。この過程は Dendale の (iii) に相当する。そして最も重要であるのは、現実状況と理想状況の擦り合わせを行った結果、話し手は現実状況と選んだ理想状況との間に不一致を読み込んでおり、さらにその不一致は最終的には理想状況 P (i) に沿う形で解消することが望まれている点である。なぜなら、この理想状況とは論理的な推論から生まれた当該の状況におけるデフォルトであるからである。P (0) / P (i) の擦り合わせにより、これらのスペースで描かれている事態が合致する場合、事態は devoir を伴わない直説法現在形で表されると考えられる。この過程の最終段階（すなわち (iv) (v)）を図示すると以下ようになる。従って、P (-) と P (i) は元来対峙する関係にあり、P (i) は P (-) の表す事行の完成形と見て取れる。P (-) はその意味で線状のどの位置にあってもよいが、P の完成形を強く指向するという性質が伴う。

(27)



本稿で考える *devoir* の発話プロセスと Dendale の推論操作との大きな違いは、話し手の中で異なるスペース展開が起こり、そのスペース間で話し手は事行の不一致を捉える、同時に理想スペースでは事行の完成形が想起され、さらにその完成形が強く指向される、ということにまとめられるだろう。

では、話し手が ICM にアクセスした結果、 $P(0) / P(i)$ が一致する場合にあえて *devoir* を用いるのはどうしてだろうか⁶⁾。この点については以降で詳しく考察したい。

5. 真理的 *devoir* の言語行為的機能

本章では以下のことを主張したい。

(28) *devoir* の真理的用法には、語用論的機能として、「確認」「念押し」「説得」などの意味効果が認められる

話し手は、自己の知識の中で真と捉えているものを現実世界で見いだした場合、その真偽判断においてもやはり真と捉えらるることから、 $\langle P(0) / P(i) \rangle$ の関係は $\langle P(0) = P(i) \rangle$ というイコールの関係になり、完全に重なり合う。この場合にあえて *devoir* を用いて事態を表現することは、 $P(i)$ に重なっている $P(0)$ のステイタスを一旦引き下げることに等しいのではないだろうか。これが何を意味するかというと、話し手が伝えようとしているのは、話し手の中で「命題 P が真である」ということを高いレベルで承認しているということである。このことは、Sweetser の *may* の分析が参考になる。

Sweetser は英語の法助動詞について、根源的用法と認識的用法に分類不可能な例があると観察し、これを言語行為的モダリティと呼んでいる。

(29) He may be a university professor, but he sure is dumb. (Sweetser 1990)

「なるほど彼は大学教授かもしれないが、寓鈍だ。」(澤田 2006)

(30) There may be a six-pack in the fridge, but we have work to do. (Sweetser 1990)

「なるほど冷蔵庫にビールの6缶が入りがあるかもしれないが、私たちにまだ仕事がある。」(澤田 2006)

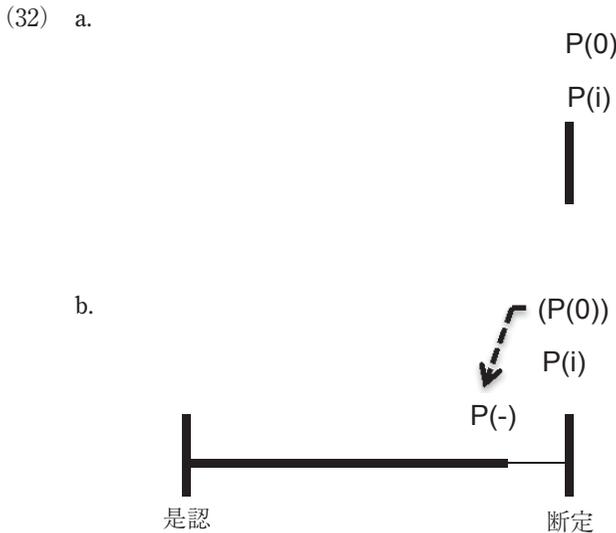
これらの例も、本来は現在形で表現可能な事態であるが、あえて法助動詞を用いることで、命

題 P が真であることは承知しているが、「その命題が真である」ことを認めてもよいと思う度合い（すでに真として認識している事態に対する容認度や介在度）を表現しているのではないだろうか。例えば (30) では、話し手も聞き手も「冷蔵庫にビールがある」という情報を共有しているが、話し手はあえて *may* を用いることで事実をありのままに言及することをやめ、聞き手が知り及んでいる事実の認定に譲歩してもよい、ということを表示している。これは蓋然性とは質の異なるものである。

この点において、*may* の第3の機能と *devoir* の語用論的機能には平行性が見て取れる。*devoir* では、P (0) のステイタスをあえて少し引き下げることで、現実世界と ICM から生成した理想世界との間に故意にギャップを生じさせることで断定を保留し、「命題 P は真である」という事実を非常に高いレベルで承認しているということを表示しているのである。そこから、「確認」や「念押し」などの意味効果が得られると考えられる。真理的用法の説明としてよく用いられる次の例を考えてみよう。

- (31) a. Tous les hommes meurent.
b. Tous les hommes *doivent* mourir.

(31a) は現在形、(31b) は *devoir* が用いられているが、どちらも意味内容は酷似している。これらの表現の違いをこれまでの手法で図示すると、それぞれ (32a) (32b) のようになる。



すなわち、現在形の使用は、事態のデフォルトを示す P (i) と現実世界で把捉される事柄 P (0) が一致している、ということを表す。それと異なり、*devoir* を用いると、まず意図的に P (0) を、デフォルト状態にはないということを示す P (-) に引き下げることで、P (i) との不一致の状態を作る。そしてわずかな不一致の部分を残しているように見せかける。ここで重要なのは以

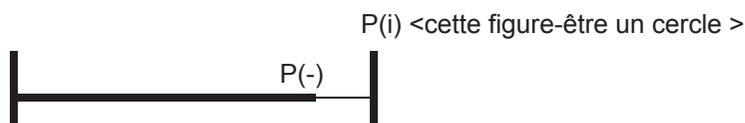
下の2点である。

まず、このスキーマが写像されているのは Sweetser の記述方法でいうところの言語行為領域である点である。認識的用法では同じスキーマが信念領域に写像され、事態の認定が確信度のレベルでなされていると思われる。従って P の真偽を判断しているのだが、他方、真理的用法では事態の認定は「P を事実と認めた上で、それをどの程度認めたいか (認めさせたいか)」ということに焦点が移っている。

また、*devoir* を伴う発話はその用法に左右されることなく必然的に ICM を参照するが、これは話し手に限らず、聞き手も話し手の語りに沿って自己の ICM を参照しているということである。認識的用法では聞き手の中での P (0) /P (i) が一致しているかどうかは関与しないが (そもそも当該の事態に関する ICM を持ち得ないこともあろう)、真理的用法では聞き手の中でも P (0) /P (i) が通常は一致していることが前提である。先ほどの例を見てみよう。

- (33) Cette figure *doit*_A être un cercle puisque la distance de chaque point de la circonférence au centre est partout identique. (= (18))

<P(0)/P(i) |自然法| >



この発話では、聞き手においても円の定義の ICM が参照され、かつ聞き手の認識上では P (0) /P (i) が一致すると想定される。そこへ、事態がデフォルトを満たしていないということを示す *devoir* を用いると、聞き手の持つ世界把握にインパクトを与える、あるいは知識を揺さぶることができる。このようなことが、当然のこととして理解している事柄についての「確認」や「念押し」として現れていると考えられる。仮に聞き手において P (0) /P (i) が一致しないような場合、この用法は「押しつけ」として解釈されうる。これから言及しようとする事柄が話し手と聞き手の双方において精緻化された知識として共有されていなければならない、という真理的用法の使用条件を故意に無視することで、話し手の言及が (よく考えればそれが聞き手にとって受け入れがたいことであっても) あたかも既成事実であるように見せかける効果があるのである。このように考えると、実は参照している ICM は自然法に限られてはいないこともわかる。この辺りの現象は詳しくは次章で検討することとする。

以上のことから、*devoir* の真理的用法は、世界に関する知識と現実世界での実際の事態との間に作為的に距離を作り出すことで、現在形の断定に見られるような判断行為を保留しているのではなからうか。また、発話と同時に特定の ICM を聞き手も参照することが前提となっているのが真理的用法の特質であり、その前提が破られた場合には、聞き手にとって話し手の発話がより真に迫る、という意味効果が産出される。

6. 実例による検証

以下では、具体的に真理的用法が語用論的価値を帯びている例を見ていくことにする。引用例⁷⁾はすべて Kronning の用法テストに照合し、真理的用法と判断したものである。

6.1 ICM <自然法>が参照されている場合

まずは、もっともよく散見される、ICM<自然法>を参照していると思われるタイプを観察してみる。

(34) Pourquoi **doit**-on mourir ?

Jacques Sternberg a écrit qu'Il y a un temps pour vivre, un temps pour mourir. Après cela s'aggrave parce qu'il n'y a plus de temps du tout."... C'est un peu celà [sic]. Selon les scientifiques nous sommes programmés pour mourir. Toute chose finit par mourir.[...] Mourir est inévitable.

(35) ..., dans le tombeau de Valhok, après avoir balancé un cadavre dans le feu pour ouvrir les deux chemins à droite et à gauche. Je me lance sur la gauche. Et je tombe sur une nouvelle énigme, où il y a trois piliers un bleu, un rouge et un vert. Et l'énigme est : Tous les hommes **doivent** mourir, souvent par leurs propres armes.

(34) は人間の性としての死について語る文脈、(35) はゲーム中にプレイヤーが出会ったエニグマ文の例である。Tous les hommes doivent mourir. という例文は真理的用法の典型例としてしばしば引用されるが、文脈のない場合は *devoir* がどのような働きをしているかは不明瞭である。(34) では「なぜ人は死すべき運命にあるのか」といった疑問が提示されているが、この疑問に答える文を考慮すると、この *devoir* は「死ぬ」という義務を誰かに負わされているのでもなく、また話し手の信念度を伝えているのでもないで真理的用法と読み取れる。(35) も同様に拘束性や蓋然性は読み取れない。これらは、人間は死ぬものだという ICM に組み込まれた知識を「確認」している例であると言える。

次はコーランの一節をフランス語訳したものである。

(36) 26. Tout ce qui est sur elle [la terre] **doit** disparaître (le Coran, Sourate 55)

神に動作主性を認めるならば拘束の意味と解釈することも可能であるが、このような宗教的価値観の中で信者としてこれを解釈するならば真理の意味ともとれる。やはり事態の「確認」としての機能を表していると言えよう。

次の例は、イタリア人の時間の数え方に関する 19 世紀の説明文における *devoir* である。日の入りから一時間経った時点が時計時間の 1 時となり、そして時計時間の 24 時は一年中かならず日の入りになるという。以下はその続きである。

- (37) Ainsi les Italiens n'ont point d'heure fixe pour déterminer le lever du soleil, le midi et le minuit, puisque, d'après leur manière de calculer, ces trois époques varient sans cesse. Aux équinoxes du printemps et d'automne, le jour étant égal à la nuit, le soleil **doit** se lever à douze heures ; midi est à dix-huit heures, et minuit à six heures. Au solstice d'hiver, le jour n'étant que de huit heures, le soleil **doit** se lever à seize ; il est midi à vingt heures, et minuit à huit. Au solstice d'été, au contraire, le jour étant de seize heures, le soleil se lève à huit ; il est midi à seize, et minuit à quatre.

春分, 秋分, 冬至の日照時間という科学上把握されている一般的事項の ICM の情報を参考にし, 理論上の結論を述べている部分で *devoir* が使用されている。これは P (0) のステイタスを P (-) に下げ, 太陽が計算上の時間に上らないという可能性を含んだ上で事象を捉え直し, 太陽の上る時間を改めて「確認」していると言えよう。面白いことに, 春分, 秋分, 冬至の日の出についてはその結論が確かであるということを強調するかのようにより *devoir* が使われているが, 夏至に至っては, それまでの説明でこの種の時間の捉え方に読み手も慣れたであろうという想定からか, 理論上の結論という類似の箇所でも現在形が用いられている。*devoir* の真理的用法と直説法現在形の平行性を如実に表しており, かつ, *devoir* の語用論的価値が分かりやすく観察できる例であると言えよう。

- (38) Ont-ils bien fait de se lever aussi tôt ? Il est 6 h 32 ce vendredi matin au sommet de la dune du Pilat. Des nuages s'étirent en sortant de leur lit et embuent le ciel noir. Les bulles de dénombre déposées par la nuit dans chacune des traces de pas sur le sable éclatent une par une. [...] Un silence fabriqué des bruits de la nature laque le paysage. Le soleil **doit** se lever à 7 h 16 très précisément et une dizaine de personnes l'attendent déjà. Mais pour l'instant, seul le phare du Cap-Ferret envoie sa lumière rouge sur la dune.

(38) は Kronning によると未来用法と思われる例である。天気予報などで予め予想のつく事態に対して, やはり P (-) にレベルを引き下げ, 予定時刻には日は昇らないという可能性を含んでから確認している。この文脈で認識的用法の解釈は難しい。この場面では 6 時 32 分に砂丘の上からの状況描写が始まり, 7 時 16 分丁度に昇ることになっている太陽を待つ人々はすでに (déjà) 待機していることを伝えている。つまり, 日の出の情報は既に入手してであると捉える方が自然である。それを証拠に, 意味を変えることなく, 確定的な事態を表す直説法現在形でも言い換えが可能である。従って, 事態に対して新しい解釈をしていることになる認識的用法の解釈はできず, また, この時間を過ぎているにも関わらず「本来は 7 時 16 分に日が昇るはずなのに」と振り返るような解釈もできない。後者の場合は *devoir* は半過去形で表現されるのが普通である。

次の例は, 地球儀を用いて地球の自転をシミュレーションしながらその現象を小学生に確認

させるという授業の方法案からのものである。

- (39) Expérimentons. [...] Puis simuler une succession de jours et de nuits. [...] C'est le moment de parler de la Polaire. Elle indique toujours le Nord, elle se trouve dans le prolongement de l'axe passant par le pôle Nord. [...] En faisant tourner la Terre autour de cet axe, l'élève va simuler pour le personnage une succession de jours et de nuits. Il ne reste plus qu'à vérifier si le sens de rotation est bon : le "soleil" **doit** se lever vers l'Est. Ceci permet d'avoir le sens de rotation de la Terre, sans l'imposer aux élèves.

ここで *devoir* が用いられているのは、一連のシミュレーションを通して、太陽が東から昇るということを間違わないための「念押し」のためであると考えられる。このように考えられるのは、まず、この一連の作業がたとえシミュレーションであろうとも、冒頭から既成事実である科学的真理を順を追って説明しており、Il ne reste plus qu'à vérifier si le sens de rotation est bon でこれから自転の方向が正しいかどうかを「確かめる」と言っている。その直後では、*deux-points* が示すように、*devoir* で表されている事態はこれまで行われたシミュレーションの結論となる部分であり、まさにこれまで提示したことが正しいということを提示する機能を果たしている。*soleil* に引用符がついていることから、この太陽は本物の太陽でなく模型であることを示しており、隠れた動作主（ここでは教師であろう）によって、この太陽の動きが特定のものでなければならぬ、ということが課されているという解釈をする向きもあるかも知れないが、この場面全体の「説明」という流れを踏まえると、真理的用法の解釈が優先されると考える。地球の自転に関してあらゆる方向から説明を施し、その条件が全て整った上での結論を伝えている、ということが明確に分かるからである。最後に、論理的必然性の結果として、真理である「太陽は東から上る」という事柄をまるで強調するように周囲に提示しているのであり、単なる拘束的用法と捉えるのは少し早計ではないかと思われる。

6.2 <自然法>以外の ICM が参照されている場合

それでは、<自然法>以外の ICM の知識を参照していると思われる真理的用法について考察してみよう。以下は<社会規範>の ICM を活性化している。

- (40) Les Roms vivent depuis plusieurs siècles en Europe et la langue Romani y est parlée depuis plus longtemps que bien des langages Européens [sic]. Il est donc évident que les Roms sont pleinement Européen [sic]. Pourtant, dans de nombreux états, [...] leurs droits les plus fondamentaux tels que le droits [sic] de vote et d'être élu sont restreints. En théorie, ils sont des citoyens comme les autres, qui **doivent** avoir les mêmes droits et devoirs que tout le monde. Ce n'est pourtant pas le cas aujourd'hui.

人権という社会規範と、その中に生きる人間のあり方の ICM を参照している。社会的動物としての人間規定のなかでデフォルトと考えられる姿を再「確認」あるいは「喚起」するために

devoir が用いられている。En théorie という導入部が、既成概念の ICM を介しての推論過程の存在を如実に示し、*devoir* の特質が分かりやすい形で観察できる。拘束的用法であるとの反論もあるだろうが、筆者はやはり真理的用法であると考え。というのも、この例においても、理論上は他の市民の在り方に倣うと、ジプシーたちもまた同じ人間なのだから、他の市民と同じように権利があり義務を負う、と結論づけている部分であると読める。つまり、「彼らと同じように権利があり義務を負う」ということが書き手の中では前提であり、それを改めて提示しているのである。こう考える根拠はやはり、先に述べたように En théorie という部分で理論上の概念であることを前置きし、ils sont des citoyens comme les autres で他の市民の例を提示し、その例を参考にしながら新たな事例をなぞって考えるという思考回路が見て取れるからである。

次に、<自然法><社会規範>など、話し手と聞き手が大部分で一致するような ICM を共有・参照できない場合を見てみよう。

- (41) « Les idées **doivent** monter, les décisions **doivent** descendre. Vous êtes payé pour enrichir celui dont vous recevez le salaire. »

(41) は経済界の格言の引用である。人間社会の有り様を皮肉った例と思われる。しかし参照されている ICM はかなり個人的な経験から引き出されたものであると思われる。たとえ聞き手に了解されていない内容であるとしても、*devoir* を用いることで「部下のアイデアは上司に上がり、決定は上司から部下に下る」という事柄がまるで真であるように見せかけている。仮に聞き手がこのような ICM を持ち得ていなければ、この例は、「聞き手も話し手の発話内容に共通するような自己の ICM を参照する」という真理的用法の性質をあえて無視することになり、聞き手としては自らも参照できるはずの ICM を持ち得ていないという焦燥感にかられ、話し手に提示された命題を飲み込むのが正しいという錯覚に陥る。このように、聞き手にある命題をむりやり真と思込ませる効果があるので、「説得」あるいは「押し付け」の機能を果たしていると思われる。この格言の書き手を動作主と捉え、読み手に P の実現を課していると解釈すれば、この例を拘束的用法と捉えることは不可能ではないだろう。しかし、その場合は、世の真理を伝える格言というものの性質が薄らいでしまうのではなかろうか。

- (42) Pas contre la Région directement, mais sur son projet baptisé Aqua Domitia, porté par BRL. Celui-ci consiste à sécuriser l'alimentation hydraulique vers l'ouest de l'Hérault et l'Aude, grâce à l'eau du Rhône qu'un grand réseau **doit** amener jusque-là. [...] Raymond Couderc n'est pas hostile au projet. Au contraire. [...] Néanmoins, le but ultime doit être la gratuité pour tous puisque cela doit correspondre à un service dont chaque personne **doit** pouvoir bénéficier.

ある政策を巡っての論説文である。一つ目の *devoir* は Kronning の未来用法に相当する例である。その政策が実行された世界の中での論理的必然性を示す。背景についてはこの地域に居住する人々にとってはすでに既成事実となっているであろうから、読み手は書き手と共通の ICM を参

照できる。やはり一旦 P の完成形以外の可能性を含みなおして「確認」している。また、2つ目の *devoir* では、行政と社会の関わり方の価値観に関する ICM を参照している。これも、読み手が共有できる ICM であれば「確認」になるが、もしこのような ICM が希薄であれば「喚起」となるであろう。2つ目の *devoir* に関しては行政側の視点に立ってこれを動作主と捉えることも不可能ではない。その場合は拘束の意味の解釈もできるだろう。しかし、市民の側の視点に立ってみると、市民にとってはこのような行政の在り方は当然のものであろうから、その場合は真理的意味の解釈がふさわしいであろう。談話の面から分析すると、最終的な目的 (*le but ultime*) を提案する根拠になる箇所であり、理想的なサービスとはいかなるものかの説明となっていることから、語用論的解釈を選択しても不自然ではない。

(43) Expliquons cette allégorie.

Le cygne est l'auteur même, à qui la fantaisie
De savoir ce qu'à Londres il se disait de bon,
A fait sottement croire un conte de féerie ;
Puisse-t-il profiter au moins de la leçon !

Notre renard est un fripon.

Je ne le nomme pas : pourquoi nommer un traître ?

Saint-Augustin nous dit que les méchants
Sont nés pour exercer ceux qui sont bonnes gens.
Il faut se résigner puisque cela *doit* être.

Quant à cet aigle humain, sensible, hospitalier,

O respectable et jeune chevalier,

Vous seul pouvez le méconnaître ! (Pierre de la Montagne 1789, *Poésies diverses*)

18世紀に作成された寓話の中での用法であるが、作者はイギリス滞在中に騙しにあったことに対する教訓を作中で表現している。引用箇所はその寓話を作者自身が解説する部分である。詐欺にあったことをどのように自己の中で整理すればいいかという模索の中で、「意地悪な人間は善良な者を鍛錬するために生を受けたのだ」というアウグスティヌスの考え方を引用する。そして、このようなものの見方を論ずる文脈で用いられている *devoir* である。*devoir* の直前で提示されたアウグスティヌスの世界観に従い、書き手において即席の仮 ICM が創り出されている。その仮 ICM に従って当該の P (i)、そしてその非完成形が P (-) として引き出されるが、これは遡及的に P (i) を指向する。書き手、読み手ともに仮 ICM を参照していることから、双方にとって「説得」あるいは意に添わない「押しつけ」の意味効果が見られる。さらに詳しく言うと、書き手は自分自身にこの効果を課していることになる。このことは7行目の意見表明からも明確に読み取れる。

(44) Le gouvernement doit-il définitivement supprimer l'écotaxe ?

Écotaxe. Encore une invention malsaine. Qui ne sert à rien si ce n'est de créer des

faillites supplémentaires. Des charges en plus. Bref tout ce qui [sic] ne faut pas faire. Merci les verts !! Les Verts la plus grande escroquerie de tous les temps. Si la terre **doit** se réchauffer elle le fera et ce n'est sûrement [sic] pas les verts qui l'empêcheront. Si la terre **doit** se refroidir elle le fera et ce n'est sûrement [sic] pas les verts qui l'empêcheront. De tout temps le climat a changé et la nature s'en est tirée. Bien avant que ces foutus verts existent !

最後に環境税に対する議論における *devoir* を見てみよう。地球が温暖化あるいは寒冷化することは史的研究によってある程度周知のことである。この文章は「地球が温暖化（寒冷化）する運命にあるなら、そうなるのであって、緑の党なんかがそれを防ぐことはできない」という趣旨であるが、テキスト全体では「だから環境税を支持する人間の主張には全く同意できない」というように賛同者の言説への無関心を強調している部分である。このような事態が実際に生起するという仮の世界が作られ、その世界のもとで私たちが生きているという前提を作り出し（仮 ICM）、その世界の法則に従った場合の必然を表す *devoir* であり、そのような地球の運命を表している。しかし、単に必然や運命を表しているのではなく、地球が本当にそうなるかどうかはともかく⁸⁾、聞き手に地球がこのような運命を辿ることを真として受け入れるよう、言わば「浮き彫り」にして強調し、また、そうすることで、相手が主張を取り下げるよう暗に促している。この例は後件に *se réchauffer* や *se refroidir* の代わりに *faire* を使用していることから、そのままでは *devoir* を除いて不定詞を直説法現在形で表現できないが、意味内容を変えずに *Si la terre se réchauffe, elle se réchauffe.* というように完全に同じ動詞を使用するかたちでは言い換え可能である。

7. まとめと今後の課題

本稿では、これまで真理的用法とされていた *devoir* の振る舞いに、言語行為的機能が備わっていることを確認した。真理的用法と解釈できる例は、以上で観察したように、特に説明文や論説文の文脈でよく見られることがわかる。この機能は、本来、理想スペースの P (i) と一致するはずの現実スペースの P (0) をあえて P (-) の状態、すなわち理想 P (i) に一致しない状態にしつらえ、事態を改めて捉え直し確認するという性質にまとめられる。そうすることで「事実としての命題 P を改めて認識せよ」「事実としての命題 P を真として受け入れよ」という聞き手へのメッセージとなっている。

また、通常 *devoir* を用いて発話する場合には ICM やシナリオを参照するが、(41) (43) (44) のように仮の世界と法を作り上げ（仮 ICM）、まるでそれらが経験から構造化された既存の知識であるかのように位置づけ、通常の真理的用法と同様に、それらを参照し事態を再規定する場合もあることを見た。これは説得の際に効果を発揮する機能であるといえよう。

重要な点は、*devoir* の真理的用法は世界の真理を反映しているのではないということである。〈自然法〉など、確かに科学的に証明された知識を活性化することもあるため、我々の生きる世界において万人に受け入れられる通常の意味での真理としての情報が反映されることがよく

したものである。インターネットから引用したものに関しては、表記の煩雑性を避けるため url を省略した。

8) Si la lune doit s'effondrer sur la terre, elle le fera. というかなり非現実的なことにも言及できる。

参考文献

- 奥田智樹 (2005) 「推定判断表現の多義性」『言語文化論集』第 26 卷, 第 2 号, pp.41-58.
- 澤田治美 (2006) 『モダリティ』開拓社.
- 深田智・仲本康一郎 (2008) 『概念化と意味の世界——認知意味論のアプローチ——』研究社.
- 渡邊淳也 (2002) 「Devoir の機能について——認識的用法を中心に——」『玉川大学文学部論叢』第 43 号, pp. 85-119.
- 渡邊淳也 (2004) 『フランス語における証拠性の意味論』早美出版社.
- Barbet, C. (2010) « Le verbe modal *devoir* en français médiéval et contemporain : hypothèses pragmatiques sur le changement sémantique », Combettes, B., Guillot, C., et Oppermann-Marsaux (éds), *Le changement en français : études de linguistiques diachronique*, Bern, Peter Lang, pp. 19-40
- Barbet, C. (2012) « *Devoir* et *pouvoir*, des marqueurs modaux ou évidentiels ? », *Langue française*, 173, pp. 49-63
- Dendale, P. (1994) « *Devoir* épistémique, marqueur modal ou évidentiel ? », *Langue française*, 102, pp. 24-40.
- Dendale, P. (1999) « *Devoir* au conditionnel : valeur évidentio-modale et origine du conditionnel », *Cahiers Chronos*, 4, pp. 7-28.
- Huot, H. (1974) *Le verbe « devoir »*, Paris, Klincksieck.
- Kronning, H. (1999) *Modalité, cognition et polysémie : sémantique du verbe modal devoir*, Stockholm, Acta Universitatis Upsaliensis.
- Kronning, H. (2001) « Pour une tripartition des emplois du modal *devoir* », *Cahiers Chronos*, 8, 67-84.
- Lakoff, G. (1987) *Women, Fire, and Dangerous Things*, Chicago, University of Chicago Press. (池上嘉彦・河上誓作他 (訳) (1993) 『認知意味論』紀伊國屋書店.)
- Le Querler, N. (1996) *Typologie des modalités*, Caen, Presses Universitaires de Caen.
- Papafragou, A. (2000) *Modality : Issues in the Semantics-Pragmatics interface*, Amsterdam, Elsevier.
- Sten, H. (1954) « Devoir + infinitif », *Le français moderne*, 22, pp. 263-265.
- Sueur, J.-P. (1979) « Une analyse sémantique des verbes *devoir* et *pouvoir* », *Le français moderne*, 47 :2, pp. 97-120.
- Sweetser, E. (1990) *From etymology to pragmatics*, New York, Cambridge University Press. (澤田治美 (訳) (2000) 『認知意味論の展開——語源学から語用論まで——』研究社.)
- Vetters, C. et Barbet C. (2006) « Les emplois temporels des verbes modaux en français : le cas de *devoir* », *Cahier de praxématique*, 47, pp. 191-214.
- Vetters, C. (2012) « Modalité et évidentialité dans *pouvoir* et *devoir* : typologie et discussions », *Langue française*, 173, pp. 31-47.

(付記) 本論文は、2013 年度日本フランス語フランス文学会関西支部大会での口頭発表をもとに議論を発展させたものです。有益なご教示を賜りました先生方、ならびに、フランス語チェックをいただいたフランス人教員の皆様に、ここに感謝申し上げます。

